

北上市告示甲第33号

北上市福祉タクシー事業実施要綱（平成3年北上市告示第84号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月20日

北上市長 高橋敏彦

改正前	改正後				
<p>(助成の申請等)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(助成の申請等)</p> <p>第3 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>第1項の規定にかかわらず、前年度（4月又は5月に助成券の交付を受けた場合にあっては、当該年度）において助成券の交付を受けた者が、引き続きタクシー料金の助成を受けようとする場合にあっては、身体障害者手帳、療育手帳又は障害者手帳の提示を省略することができる。</u></p>				
<p>様式第1号（第3関係）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第3関係）</p> <p>[略]</p>				
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	[略]		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	[略]	
[略]					
[略]					
<table border="1"> <tr> <td>※施設入所の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	※施設入所の有無	[略]	<table border="1"> <tr> <td>施設入所の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	施設入所の有無	[略]
※施設入所の有無	[略]				
施設入所の有無	[略]				
<table border="1"> <tr> <td>※自動車税・軽自動車税減免の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	※自動車税・軽自動車税減免の有無	[略]	<table border="1"> <tr> <td>自動車税・軽自動車税減免の有無</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	自動車税・軽自動車税減免の有無	[略]
※自動車税・軽自動車税減免の有無	[略]				
自動車税・軽自動車税減免の有無	[略]				
<table border="1"> <tr> <td>※助成券の申請枚数</td> <td>2枚 × 月 = 枚</td> </tr> </table>	※助成券の申請枚数	2枚 × 月 = 枚	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>[略]</td> </tr> </table>		[略]
※助成券の申請枚数	2枚 × 月 = 枚				
	[略]				
<p>備考 1 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び障害者</p>	<p>備考 身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者及び障害者手帳</p>				

手帳所持者以外の者は「障害程度」欄に記入すること

。

2 ※欄は記入しないこと。

所持者以外の者は「障害の程度」欄に記入すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。